

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	大阪市 障がい児通所給付事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪市は、障がい児通所給付事務で特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析した上で、当該リスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

### 特記事項

障がい児通所給付事務では、委託先による特定個人情報の不正入手・不正使用等への対策として、委託契約書にデータ機密保持事項を明記し、委託先における情報保護管理体制の確認及びデータ保護に関する規定の確認を行うとともに、委託事業者に秘密保持に関する覚書を提出させている。

## 評価実施機関名

大阪市長

## 公表日

平成27年12月4日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障がい児通所給付の支給決定及び給付に関する事務
②事務の概要	<p>&lt;総合福祉システム&gt; 児童福祉法及び児童福祉法における障がい児支援にかかる給付費等の支給事務取扱要綱に関する事務であって、主務省令で定めるもの</p> <p>①障がい児通所給付費、特例障がい児通所給付費、高額障がい児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障がい児相談支援給付、特例障がい児相談支援給付の支給決定に関する事務 ②障がい児通所給付費、特例障がい児通所給付費、高額障がい児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障がい児相談支援給付、特例障がい児相談支援給付の給付に関する事務</p> <p>※障がい児通所支援の利用を希望する障がいのある児童及びその保護者からの申請を受け付け、手帳等の有無は問わず、医師等により療育の必要性が認められる場合、及び乳幼児健診等と関連して区役所で必要性を確認できる場合も対象となる。各区役所にてその費用を給付することの要否・支給決定の有効期間・支給量の決定を行う。 また、支給決定内容と児童の保護者の収入状況等に応じて、利用者負担上限月額の設定、利用者の負担軽減措置のための決定を行う。</p> <p>&lt;中間サーバ&gt; 障がい児通所給付事務では、番号法第19条第7号別表第二に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバに格納する。中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各期間と情報連携を行う。また、当該事務において必要となる他機関が保有する情報について、中間サーバを介して情報取得を行う。</p>
③システムの名称	総合福祉システム、統合基盤システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
障がい児通所給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一第8の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第10、11、16、56-2、116の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉局障がい者施策部障がい支援課
②所属長	福祉局長 西嶋 善親
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市総務局行政部行政課(情報公開グループ)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話:06-6208-7986 ファックス:06-6202-6962

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]
いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点
<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ]
いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点
<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]
<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

